

1 趣旨

平成12年にノーマライゼーション*や自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、「成年後見制度*」が導入されました。

本市においては、令和2年4月に「牧之原市成年後見サポートセンター」を設置し、成年後見制度*の適正な利用を推進してきました。

国においては「成年後見制度*の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」に基づき「成年後見制度*利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定、以下「国の基本計画」という。）」を策定し、市町村に対して国の基本計画を勘案して権利擁護*支援の促進に関する施策について基本的な計画の策定に努めるよう定めています。また、国において令和4年3月25日に「第2期成年後見制度利用促進計画」が閣議決定され、権利擁護*支援に関する取組をさらに進めていくこととなりました。

本市では、支援が必要な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、社会全体で支える仕組みとなる「地域共生社会*」の実現に向けた取組を具現化するため、本章を「第2次牧之原市成年後見制度利用促進基本計画」として「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、施策を推進します。

2 成年後見制度について

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度*とは、認知症*、知的障がい、精神障がい等があり、判断能力の低下が認められる人が自分らしく安心して暮らせるよう、生活や財産を守り、契約を代わりに行うなどの支援を行う制度です。

成年後見制度*には「任意後見制度」と「法定後見制度」の二つの制度、利用方法があります。

任意後見制度とは、将来、自分自身の判断能力が低下した場合に備え、判断能力がしっかりとしているときに、本人が自ら支援の内容や後見人となってサポートしてくれる人を選び、公正証書を作成しその人と契約しておく制度です。実際に本人の判断能力が低下した時点で、裁判所が後見監督人を選任し、あらかじめ契約しておいた人

が本人の任意後見人となり、契約に沿って保護・支援を行います。

法定後見制度とは、判断能力が低下し、契約等の法律行為ができなくなるなど、本人の生活に支障が出た場合、本人や親族等が家庭裁判所に申し立てることにより、利用できる制度です。裁判所が本人の判断能力の程度に応じ、成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）を選任し、選任された成年後見人等が、本人の利益を考えながら保護・支援を行います。

(2) 牧之原市の現状

人口減少と少子高齢化は本市においても例外ではなく、64歳以下の人口割合が減少する一方、65歳以上の人口割合が年々増加しています。また、市内の高齢者世帯数は令和5年に4,502世帯となり、3年間で709世帯増、特に一人暮らしの高齢者世帯は269世帯増となっています。同時に、要支援・要介護認定者数や身体・療育・精神障がいの手帳所持者数もそれぞれ増加しており、様々な観点から支援を必要とする人が増加しています。

成年後見利用者数

単位：人

	成年後見	保佐	補助	任意後見	計
平成30年 12月末時点	56	15	8	0	79
令和5年 10月末時点	63	15	7	0	85

資料：家庭裁判所

市長申立て件数

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	0	1	1	4	1
障がい者	0	0	0	1	1

資料：福祉こども相談センター

報酬助成件数

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	0	0	0	3	1
障がい者	1	1	1	3	2

資料：福祉こども相談センター

法人後見受任件数

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助	0	1	1	2
保佐	0	3	2	3
後見	1	2	4	5
合計	1	6	7	10

資料：牧之原市社会福祉協議会

成年後見サポートセンターによる相談件数

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延人数	332	233	218

資料：成年後見サポートセンター

日常生活自立支援事業利用数

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用件数	17	18	22	37	39

資料：牧之原市社会福祉協議会

市民後見人養成講座取組状況（受講者、修了者、名簿登録者）

単位：人

	令和2年度講座 (第1期生)	令和4年度講座 (第2期生)
受講者数	4	4
講座修了者数	4	4
市民後見人候補者名簿登録者数	4	4

資料：福祉こども相談センター

(3) 現状から見えた課題

成年後見制度*は権利擁護*支援における重要な手段の一つですが、市民への情報提供の不足等による制度利用の低迷がみられ、ケースごとの丁寧な対応で理解を促していく必要があります。

併せて、支援者や後見人等に対する支援体制づくりも重要です。これまでの経緯や、市の現状を踏まえると、制度の利用促進における課題は大きく分けて以下の四つに集約されます。

① 成年後見制度の正しい理解

制度の難しさや申立てに必要な書類の複雑さ等により、市民にとっては身近な制度ではなく、利用しづらい面があると考えられます。そのため、制度自体の周知・啓発を進め、意義や、どのような場合に制度が役に立つかなど、市民や対象者を取り巻く支援者にも広く浸透させる必要性が増しています。

② 権利擁護に関わる人材の確保・育成

制度利用の必要な対象者が増加していく中で、権利擁護*支援の担い手の確保が求められています。福祉や法律の専門家である専門職後見人だけでなく、地域の身近な支援者である市民後見人を含めた人材の確保・育成する取組を実施することが必要です。

また、本人に身近な支援者と日常的な実態や気づきを共有し、「チーム」として対応する体制や後見人等が相談できる窓口の整備も必要です。

③ 利用しやすい相談体制

煩雑な手続き書類の準備や、相談先がわからないということは、制度の利用促進において大きなハードルの一つと考えられます。利用を希望する人、支援を必要とする人が円滑に制度を利用できるよう、相談支援を通じて適切な案内が必要です。

また、経済的な理由等によって制度利用をあきらめることのないように、公的な支援を行うことも必要です。

④ 地域で支える体制づくり

生活困窮者*や虐待、ひきこもりといった地域の課題と同様、支援を必要とする人の発見が困難な状況にあります。今後は関係機関及び地域住民と連携し、権利擁護*支援が必要な人の発見や支援、支援体制の整備等利用者を支える地域連携ネットワークを構築していく必要があります。

基本目標1 中核機関および地域連携ネットワークの推進

市と成年後見サポートセンターが協働*し中核機関を担い、地域連携ネットワークの充実を図ります。また、地域連携ネットワークを活用し、「チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）」を形成し、日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を図る体制づくりを進めます。

【主な取組】

① 「チーム」の編成及び支援体制の構築

後見人等の選任後、本人への支援が速やかに行えるよう、本人に身近な、親族、福祉、医療、地域の関係者と後見人等が「チーム」を編成します。

「チーム」だけでは本人を支えられない場合は、必要な支援を行えるよう、司法や福祉関係機関との連携を図ります。

② 成年後見制度利用促進審議会及び個別支援部会の充実

成年後見制度*利用促進審議会を開催し、権利擁護*に係る課題の整理、中核機関や地域連携ネットワークの進捗管理及び評価を行います。また弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職で構成される個別支援部会において、本人に適した制度の活用方法や、適切な候補者の選定、今後のチーム体制について検討します。

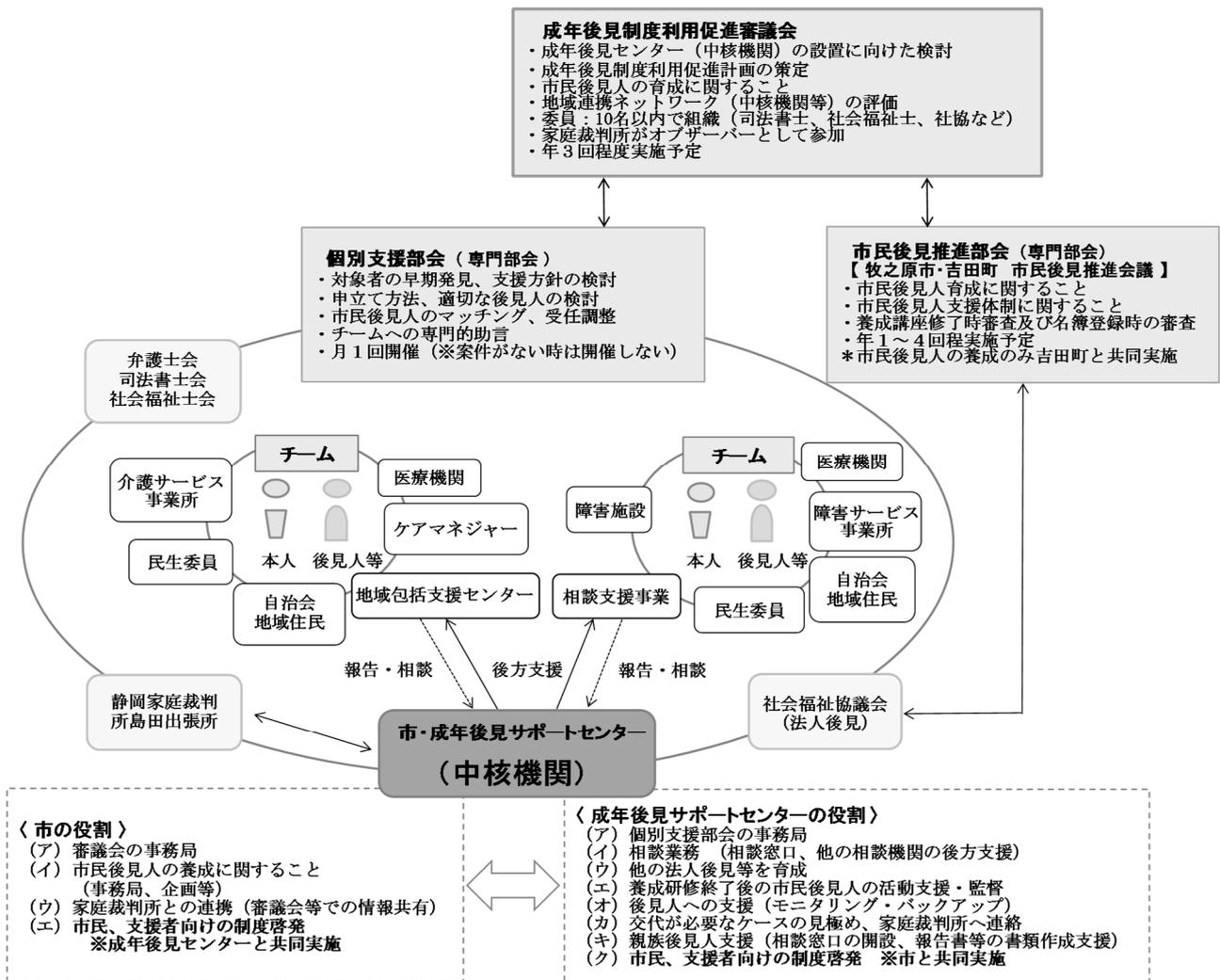
③ 持続可能な権利擁護支援モデルの検討

広範な権利擁護*支援ニーズに対応していくため、地域の社会資源を活用し、新たな権利擁護*支援に係る連携・協力による支援体制を推進します。そのため、それぞれの特性を活かした各活動・支援を分担する仕組みづくりを検討します。

【指標】

指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和10年度
個別支援部会での検討ケース数	7件	10件

【 成年後見制度 】 牧之原市地域連携ネットワークのイメージ



基本目標 2 権利擁護に係る人材の育成

今後の権利擁護*に係る需要拡大を想定し、吉田町と協働*による市民後見人の養成・育成に努めます。市民後見人は、市民目線での関りを強みとし本人に寄り添った支援が期待されます。また、市民後見人が広く活躍できるように、中核機関がバックアップ体制を整備します。

【主な取組】

① 市民後見人の養成・育成

司法や福祉等の専門職の協力を得て、地域で権利擁護*に携わる人材を養成します。日常生活自立支援事業*の生活支援員や、法人後見支援員として実践をする中で、スキルアップを図ります。

② 市民後見人へのスムーズな移行

専門職後見人と市民後見人の複数選任や、専門職後見人から市民後見人への移行など、市民後見人の活躍の場が広がるよう努めます。

また、市民後見人が活動する際のサポート体制について、市と成年後見サポートセンターで検討を行います。

【指標】

指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和10年度
市民後見人の養成修了者	8人	12人
専門職後見人から市民後見人への移行数	0人	4人

基本目標3 成年後見制度の理解促進

本人の意思を尊重した支援を基本とし、権利擁護*支援を適切に利用できるよう、普及・啓発に取り組みます。本人自身や、地域住民、介護支援専門員、相談支援専門員などの本人に身近な支援者が、判断能力の低下に関するリスクや課題に気づき、本人の特性に応じた権利擁護*支援を促進します。

【主な取組】

① 権利擁護支援の普及・啓発

権利擁護*支援を必要としている人が、適切に相談窓口に繋がることができるよう、広報紙やホームページへの掲載、関係機関でのチラシ配布等により周知します。併せて地域住民の権利擁護*に関する意識を高められるよう講演会等を開催し、普及啓発に努めます。

② 成年後見制度利用支援事業の実施

経済的な事由により制度利用が難しいケースは、成年後見制度*の利用に係る費用の助成を行います。また緊急性の高いケースなどへの支援として、市長による後見開始等の審判申立てを行います。

③ 意思決定支援の促進

支援が必要な人が自ら日常生活などの意思決定ができるよう、支援者が意思決定支援の基本的考え方を整理し共通認識を持つため、支援者対象の研修会等を行います。

【指標】

指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和10年度
成年後見制度*の認知度 (制度内容を知っている人の割合)	18.2%	30%
意思決定支援に関する研修会等の開催数	0回	2回